

令和6年度 第7回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和6年 10月25日（金）			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和6年 10月25日 午後 1時 32分 開 会			
	令和6年 10月25日 午後 2時 8分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	5 番	大城 正和	7 番	平安山 良也

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第7回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 2番 内間 正樹（うちま まさき）委員から遅参すると報告がありましたが、ただ今、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、5番 大城 正和（おおしろ まさかず）委員、7番 平安山 良也（へんざん よしや）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業用施設届出書の報告について
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 34号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 35号 非農地証明願いについて 議案第 36号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 37号 一時転用承認願申請について 以上です。 本日の提案された議案第33号から第37号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが11件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1 時 3 6 分 午後 1 時 4 7 分
	2 番 内間 正樹（うちま まさき）委員出席	
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事 務 局	それでは私のほうから議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページから 2 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、3 ページから 1 0 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。	
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。	
委 員	議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 6 年 1 0 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。	
議 長	続きまして、議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。	
委 員	議案第 3 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 6 年 1 0 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。	

議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について 補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議は ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議 なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第34号「農用地利用集積計画の意見決定について」 を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第34号「農用地利用集積計画の意見決 定について」説明いたします。お手元の議案書 11ページをお開き下 さい。 (議案書読み上げ) 12ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける 者、借受人が6名、利用権の設定等をする者、貸付人が6名です。 設定筆数は計21筆、合計面積15,487㎡。使用貸借が19筆、 賃貸借2筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を 満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第34号「農用地利用集積 計画の意見決定について」整理番号1番及び2番について、本件に係る 面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第34号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号1 番及び2番については、150日以上従事する新規就農者で、令和6年 10月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したとこ ろ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。

議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について 補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 3 4 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はござ いませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 4 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なし と認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 3 5 号「非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 3 5 号「非農地証明願いについて」説明 いたします。お手元の議案書 1 4 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等 を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことにつ いて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見 はございませんか。
委 員	整理番号 4 番について、登記簿上の所有者〇〇さんとなっておりますが、 亡くなってる？
事 務 局	〇〇さんは亡くなっていて、相続予定のお孫さんが申請人になってい ます。
委 員	わかりました。
議 長	よろしいでしょうか。議案第 3 5 号「非農地証明願いについて」異 議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 3 5 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 1 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 6 年 1 0 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、可決決定いたします。

	続きまして、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について説明いたします。 お手元の議案書 1 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について令和 6 年 1 0 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 3 7 号「一時転用承認願申請について」整理番号

	1 番から 3 番について議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 3 7 号「一時転用承認願申請について」整理番号 1 番から 3 番について説明します。 (議案書に基づいて議案第 3 7 号「一時転用承認願申請について」整理番号 1 番から 2 番について内容を説明) 事務局といたしましては、地方公共団体が発注する河川工事に伴う一時転用であって、農地の復元計画書もありますので、承認相当と判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 3 7 号「一時転用承認願申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 7 号「一時転用承認願申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]